

労働者健康安全機構と契約中の事業者の皆様へ

**最近の物価高を踏まえ、労働者健康安全機構は、価格交渉に誠実に対応します。**

**まずはお気軽にご相談ください。**

**価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！**

- 1 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
- 2 労働者健康安全機構では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
- 3 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

**こんな時は、労働者健康安全機構契約課にご相談ください！**

例

- 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例

- 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例

- 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

#### お問い合わせ先

担当 〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号  
独立行政法人労働者健康安全機構 経理部 契約課

E-mail keiyaku@m.johas.go.jp

FAX 044-411-5530